

神戸市延長保育事業運営費補助等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、神戸市延長保育事業実施要綱に基づく延長保育事業の充実を図るため、民間の延長保育事業を実施する認定こども園、保育所（園）、小規模保育事業、事業所内保育事業、家庭的保育事業（以下「認定こども園等」という。）に対する補助金の交付等について、神戸市補助金交付規則（平成27年3月神戸市規則第38号）に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(延長保育事業運営費補助金)

第2条 市長は、神戸市延長保育事業指定認定こども園等（以下「指定認定こども園等」という。）に対し、別表1に定める算式により算定した延長保育事業運営費補助金を交付する。

(延長保育事業運営費補助金の申請)

第3条 指定認定こども園等は、前条の補助金を受けようとするときは、「延長保育事業運営費補助金交付申請書」（様式第1号）を市長に提出するものとする。

(延長保育事業運営費補助金の交付決定)

第4条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、予算の範囲内において「延長保育事業運営費補助金交付決定通知書」（様式第2号）を指定認定こども園等に交付する。

2 市長は、補助金交付決定に当たり、必要な条件を付すことができる。

(延長保育事業運営費補助金の請求)

第5条 指定認定こども園等は、前条の通知を受けたときは、「延長保育事業運営費補助金交付請求書」（様式第3号）を市長に提出するものとする。

(延長保育事業運営費補助金の交付)

第6条 市長は、前条の請求書を受理したときは、補助金を上半期及び下半期に分けて交付する。

2 前項の交付は、原則として上半期、下半期それぞれ交付決定額の半額を実施するものとする。

ただし、上半期の実績が別表1の補助要件を満たさない場合は以下のとおりとする。

(1) 保育標準時間外延長の場合

ア 延長時間区分30分については交付しない。

イ 延長時間区分1時間又は2時間については、延長時間区分30分の補助額を交付する。
ただし、この場合において延長時間30分の補助要件も満たさない場合は、本号アのとおりとする。

(2) 保育標準時間内延長の場合

交付しない。

(保育教諭等の数)

第7条 指定認定こども園等は、延長保育事業に従事する職員（保育教諭、保育士、家庭的保育者及び家庭的保育補助者）を以下の基準により配置するものとする。なお、配置する職員の数（以下「基準配置という。」）は、乳児3人につき1人以上、満1歳以上満3歳に満たない幼児6人につき1人以上、満3歳以上満4歳に満たない幼児20人につき1人以上、満4歳以上の幼児30人に1人以上とする。

(1) 認定こども園、保育所（園）

基準配置により配置すること。ただし、実施場所1につき2名を下ることはできない。

なお、開所時間内における「特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特定利用地域型保育、特定地域型保育及び特別保育に要する費用の額の算定に関する基準等」（平成27年内閣府告示第49号。以下「告示」という。）第1条第44号ロに定める短時間認定を受けた児童（以下「短時間認定児」という。）の延長保育について、告示第1条第44号イに定める標準時間認定を受けた児童（以下「標準時間認定児」という。）を保育する職員の支援を受けられる場合には、1人で保育ができる乳幼児数の範囲内において、配置を1人とすることができる。

(2) 小規模保育事業（A型）

基準配置により保育士を配置すること。

(3) 事業所内保育事業（定員20人以上）

基準配置により配置すること。ただし、実施場所1につき2名を下ることはできない。

なお、開所時間内における短時間認定児の延長保育について、標準時間認定児を保育する職員の支援を受けられる場合には、1人で保育ができる乳幼児数の範囲内において、配置を1人とすることができる。

(4) 事業所内保育事業（定員19人以下・A型）

基準配置により保育士を配置すること。

(5) 家庭的保育事業（定員4名以上）

家庭的保育者及び家庭的保育補助者を配置すること。

(6) 家庭的保育事業（定員3名以下）

家庭的保育者を配置すること。

(施行の細則)

第8条 この要綱の施行について必要な事項は、主管局長が定める。

附 則

(施行の期日)

1 この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

(「民間保育所延長保育運営費補助等に関する要綱」の廃止)

2 昭和59年4月1日施行の「民間保育所延長保育運営費補助等に関する要綱」については廃止する。

附 則

この要綱は、平成10年2月26日から施行し、平成9年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年3月30日から施行し、平成10年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成12年3月28日から施行し、平成11年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成13年3月30日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成14年2月25日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成15年3月10日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成16年3月10日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年8月18日から施行し、平成26年4月1日より適用する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年9月4日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年11月6日から施行し、平成30年4月1日から適用する。